

A9 医業若しくは歯科医業または病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）より

項 目	詳 細
「医師又は歯科医師である旨」	我が国での医師又は歯科医師の免許を有さない場合には、医師又は歯科医師である旨を広告できないこと
「診療科名」	<p>ア 政令に定められた診療科名</p> <p>① 医業（33種）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、神経内科、胃腸科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科 <p>② 歯科医業（4種）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 歯科、矯正歯科、小児歯及び歯科口腔外科 <p>イ 厚生労働大臣の許可を得た診療科名</p> <p>① 医業（1種）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 麻酔科 • 法第6条の6第4項の規定により、許可を受けた医師の氏名を併せて広告する必要有

項 目	詳 細
<p>「病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名」</p>	<p>ア 病院又は診療所の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> • 略称や英語名についても、可能 • 該病院又は診療所のマークや名称が記載された看板の写真も可能 <p>イ 病院又は診療所の電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> • ファクシミリ番号、フリーダイヤルである旨や電話の受付時間等も可能 <p>ウ 病院又は診療所の所在の場所を表示する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住所、郵便番号、最寄り駅等からの道順、案内図、地図等 <p>エ 病院又は診療所の管理者の氏名</p>
<p>「診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無」</p>	<p>ア 診療日又は診療時間</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「午前宅診・午後往診」との記載、診療日を明示せず急進日を明示することも可能 <p>イ 予約による診療の実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「平日〇〇時～〇〇時予約受付」等の予約時間、受付の電話番号、ホームページのURL、Eメールアドレス等を可能。予約診療のための費用の有無やその金額も可能

項 目	詳 細
<p>「患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項」</p>	<p>ア 休日又は夜間における診療の実施 診療の受付又は問合せのための電話番号等の連絡先も可能</p> <p>イ 診療録を電子化している旨</p> <p>ウ セカンドオピニオンの実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 費用や予約の受付に関することも可能 <p>エ 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨</p> <p>オ 当該医療機関内での症例検討会を開催している旨</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定期的に実施しているものであり、医療機関内のスタッフが可能な限り参画したものの <p>カ 医療の安全を確保するための措置</p> <p>キ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報の保護ポリシー、教育訓練の実施状況、漏えい防止ソフトウェアの導入 等 <p>ク 平均待ち時間 診療科別や曜日別等に広告可能</p> <p>ケ 開設日、診療科別の診療開始日</p> <p>注) 例示であり、この他にも病院又は診療所の管理又は運営に関する事項を広告可能</p>

項 目	詳 細
<p>「紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項」</p>	<p>ア 紹介可能な他の病院又は診療所の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所在地や連絡先等を示すことも可能。網羅的に列挙する必要は無い <p>イ 紹介可能な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> • 紹介可能な他の指定居宅サービス事業者、介護老人保健施設等の介護保険サービス事業者の名称、当該事業者の事務所や施設の所在地や連絡先等を広告可能 <p>ウ 共同利用をすることができる医療機器に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 共同利用している医療機関名、当該医療機器の一般名称（例えば、CT、MRI等）、その写真等を広告可能 • 薬事法の承認（又は認証）を得た医療機器に限定するとともに、販売名や販売名が特定される型番等は、薬事法の広告規制の趣旨から広告の対象外 <p>エ 紹介率又は逆紹介率</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域医療支援病院の紹介率等の算定式を準用。特定機能病院においては省令に規定された算定式 <p>注）例示であり、この他にも他の病院、介護保険サービス事業者等との連携に関する事項を広告可能</p>

項 目	詳 細
<p>「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項」</p>	<p>ア ホームページアドレス、電子メールアドレス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 病院や従事する医師等のホームページアドレス（URL）、電子メールアドレス • QRコードによる広告も可能 <p>イ 入院診療計画を導入している旨</p> <ul style="list-style-type: none"> • 病名、症状、推定される入院期間、予定される検査及び手術の内容並びにその日程、その他入院に関し必要な事項が記載された総合的な診療計画（地域連携クリティカルパスを含む。）を提供する旨 <p>ウ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • 診療録その他の諸記録に係る情報について、その開示等の手続きに関する事項、相談窓口の連絡先、提供の実績等を広告可能 <p>注）例示であり、この他にも病院等における医療に関する情報の提供に関する事項を広告可能</p>